

第5回西和賀町議会臨時会

令和5年11月9日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第5回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、高橋到君、10番、柳沢安雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

ここで、本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、吉田博樹。企画課長兼ふるさと振興課長、高橋光世。建設課長兼上下水道課長、佐藤太郎。農業振興課長兼林業振興課長、農業

委員会事務局長、菊池輝昌。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。生涯学習課長、柳沢里美。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、それから主査、藤島和、主任、刈田真理子が従事しますので、お知らせをしておきます。

以上です。

議長 次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。11月臨時議会、よろしく願いいたします。

私から5項目について行政報告を申し上げます。

湯ったりまつり2023の開催について、その内容について報告します。来年、全線開通100周年を迎えるJR北上線ですが、さきに報道されておりますように、本日9日から12日までの4日間、JRとしては初めてとなる全線運賃無料キャンペーンが行われております。無料で乗車するためには、事前に配付した乗車票が必要ですが、沿線地域の皆様などから予想を上回る反響があり、相当な利用客数になるものと見込んでいます。

また、4日間のうち、11日土曜日と12日日曜日については、ほっとゆだ駅前に関連イベントとして湯ったりまつり2023を開催いたします。さらに関連企画として、町民バスの無料運行や増便などを行い、キャンペーンを盛り上げるこ

ととしております。これらのイベントや企画には、どなたでも参加、利用が可能ですので、どうかたくさんの皆様からご来場いただき、来年の100周年に向けて弾みをつけてもらいたいと思っているところであります。

続いて、議会の議決を得た請負契約の変更について、その額が議会の委任による長の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告します。令和5年8月1日に議会の議決をいただいた西和賀町川尻体育館解体工事についてであります。請負金額に60万1,700円を増額し、8,343万1,700円に変更したものです。

変更の主な内容は、近隣住民から解体作業の振動対策の要望があったことから、振動を分散、軽減するため、工事重機の下に砕石と鉄板を敷くこととし、その振動対策に関わる費用の増額を行ったものです。請負変更契約の締結及び専決処分は、令和5年10月23日に行ったものです。

続いて、議会の議決を得た請負契約の変更について、契約金額に増減がなく、議会の議決事項とならない工期のみの変更に関わる請負変更契約を締結したので、その内容について報告します。令和5年6月16日に議決をいただいた西和賀町文化創造館舞台照明設備改修工事についてであります。

変更の内容は、当初予定していた現場工事期間において、貸し館利用の需要が高まったことから、貸し館利用者に配慮し、貸し館需要に対応するため、現場工事の実施時期等について受注者との協議の上、工事工程の見直しを行った結果、令和6年1月26日までの工期を令和6年3月26日までに延長するもので、請負変更契約の締結は令和5年10月23日に行ったものです。

続いて、明治安田生命保険相互会社様より、私の地元応援募金の寄附の申出があり、ありがたいこの寄附をいただいておりますことを報告します。この私の地元応援募金は、明治安田生命の従業員の方々からのゆかりのある地元への

募金ということで、昨年に続き3回目であります。今後の町の施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種について報告します。生後6か月以上を対象としたワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、個別接種を9月25日から開始しております。また、集団接種については、11月25日に町立西和賀さわうち病院を会場に接種を予定しております。現在国からのワクチンの供給に不足が生じており、12月以降の個別接種や集団接種の日程を組むことができず、町民の皆様にはご迷惑をおかけしております。ワクチン供給の予定が決まり次第、接種日程をお知らせしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私から、以上5項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号　令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第1号　令和5年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,058万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,474万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり1事業820万円を追加するほか、1事業の限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしま

すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費、川尻体育館管理費、14節工事請負費341万円の増額は、川尻体育館解体工事において、一部陸屋根の部分に雨漏り防止対策が施行されており、その部材にアスベストが含有されている可能性があることから、アスベスト含有調査及びアスベスト含有廃材の処分費用を増額するものであります。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業（現年）1,544万9,000円の増額は、7月14日から19日にかけての大雨及び8月12日の豪雨により被災した農地・農業用施設5件の災害復旧に係る修繕料であります。

2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧補助事業については、7月14日から19日にかけての大雨により被災し、災害査定を終えた道路施設7件、河川施設4件のうち、早期の復旧事業着手が必要となる道路施設3件に係る災害復旧事業費として、用地測量登記業務委託料171万2,000円、工事請負費3,000万円、用地購入費1万円、合わせて3,172万2,000円を増額するものです。

なお、その他の被災施設に係る災害復旧事業費については、12月定例議会において補正予算を調製し、提案する予定としております。

次に、歳入ですが、7ページをお開きください。16款1項3目災害復旧費国庫負担金については、歳出で説明いたしました公共土木施設災害復旧補助事業の財源として、公共土木施設災害復旧費負担金1,652万8,000円を見込むものです。

21款1項1目繰越金2,245万3,000円の増額

は、今回の補正予算の財源に充てるものです。

23款1項5目教育債は、川尻体育館解体事業の財源として340万円を増額するものです。

6目災害復旧債は、公共土木施設災害復旧補助事業の財源として820万円を計上するものです。

次に、4ページ、第2表、地方債補正についてであります。初めに、追加ですが、公共土木施設災害復旧補助事業費に充てるため、災害復旧事業債820万円を追加するものであります。

変更については、川尻体育館解体事業費に充てる過疎対策事業債を340万円増額し、限度額を9,090万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 7月の水害の災害復旧ということでの補正の説明がありました。農業関係が5件で、公共土木関係が13件というふうに聞いたのですけれども、公共土木のほうはそのうち4件が今回ということなののですけれども、農業、公共土木それぞれ、災害全体把握していると思うのですけれども、今回の補正によってできる工事で何%ぐらいが復旧するというふうな工事になっているのか質問いたします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 おはようございます。

ただいまのご質問は、まず今回の災害復旧に関する件数と率に関してのお話だったと思います。ただいまちょっと質問がありましたけれども、その数字について誤りが若干ありましたので、今回災害査定を受けた件数に関しましては、道路災7件と河川災4件、そのうち補正として提

出ささせていただいた件数につきましては道路施設3件でございます、若干ご質問の件数が違いましたので、その部分についてはこちらのほうで訂正をさせていただきたいと思います。

そして、今回の公共土木災害におきましては、7月14日から19日の間に起きた災害についてでございます。私どもで把握している道路災につきましては現在37件、河川災28件という数字となっており、合計65件、うち町の建設課で進めるものとしては道路災33件、河川災27件の合計60件となっております。既に8月4日専決において、修繕料等、あとは災害査定を進めるために必要な測量委託費、もしくは緊急で仮応急を行わなければならなかった部分については、8月4日専決において既に進めております。これについては単独分で、早急に行わなければいけないものとしてでございます。さらに9月補正においては、その他の単独分において、残り全てを手当てをしているところでございます。

そして、今回出ささせていただきましたのは、10月6日に国の補助金、負担金による災害分として災害申請をさせていただいた11件のうち、早急に、できるだけ早めに入札を実施してやらなければいけないという道路災3件について、臨時提案をさせていただいたというところでございます。

先ほど若干述べましたけれども、65件総数のうち60件をやるというのは、例えば道路管理者が森林管理署であるとかというようなものについては森林管理署にお願いするのですとか、河川にしろ、道路にしろ、国、県の絡みもありますので、そういったところに最終的にはお願いしたということでございます。総数65件については、受付件数でございますので、若干町の施工の数とは異なってくるということはお承知おきいただきたいというふうに思います。

パーセントというお話でしたけれども、基本的には既に土砂利等の撤去などで終わっている部分などもいっぱいございますので、当然全て

100%を目指して進めているところでございます。ただ、現状、現在においても、実はあのときの雨でこうなりましたというお話も実際来ておりますので、数字については常に増えているような状況でございます。

いずれにせよ、今回の補正に関しましては、降雪期が来ますので、その前に必要な用地の測量関係を行いながら、買収に関しての地権者との協議もありますし、できるだけ早い入札を目指したいといったことで、何とか12月までに、年内に入札をまず終わらせた上、契約を進めたいといったことでございます。

補足になりますが、12月定例の分につきましては、年度内の発注を目指して進めたいというふうに考えております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、農業関係の災害のほうについては、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、7月の14日から19日までの災害ですけれども、ちょっと件数は今準備しておりませんでしたけれども、全体として大体8割くらいは終わったのかなというふうな感触を得ております。2件ほどちょっと県と協議をしなければ、工法等を協議していますけれども、着手ができないものがありまして、それらについては今協議中ということで、それら2件を残して、今回補正で提案させていただいている1件を加えて、大体8割くらいが完了するものというふうに見込んでいるということでございます。

一方で、8月12日の豪雨につきましては、今回提案する4件、これで全てということでございますので、早期の発注と、そしてできるだけ早期の完了を目指して進めていきたいということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今建設課長のほうでも、これから降雪期という話がありました。残りは12月議会でとい

うことだったのですけれども、被害全体、今年度中にはやはり全て完了はできないというような見通しということではないのでしょうか。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 今災害におきまして、年度内契約を目指していますのは、起債事業の絡みがございまして、年度内契約を進めることで起債充当率、国からのキックバックが100%になるといったこととございます。これが来年度契約になりますと過年災になりまして、そうなりますと率が落ちるといったこともございます。降雪期間でもありますし、河川災につきましては水が少なくなる時期が冬でございまして、工事については、河川災については冬期間から進めるというのが例年のやり方ということになるかと思えます。

ただ、実質工期、当然道路災もございまして、そういった中では降雪状況に応じては、必要に応じて繰越事業になる場合もあるというのはご承知おきいただきたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

1番 災害復旧費ですけれども、現年災害の発生の復旧費の3,000万ほどですが、この予定工事地はどのようになるのかお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ただいまのご質問は、この予算、工事費に係る工事の箇所といったことだと思います。11件ございますが、そのうちの3件について予算措置をさせていただいた、計上させていただいたということになります。道路につきましては、町道下前桂子沢線の下前地区の道路が崩落している部分と、それから町道阿津裏線、県道から見えますけれども、橋の近くが、猿橋地区でございまして……松川橋の横、あそこの県道からぐるっと回る道路が町道阿津裏線でございます、そこの道路が流出している状況でございますが、そこについての予算、それから町道高下線について進めたいとい

うふうに考えておるところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 体育館の解体工事で、陸屋根のところのアスベストということでしたけれども、アスベストについては基本は事前に調べて工事にかかっていたかと思うのですが、その事前の調査では見つけれないものだったのかということ。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 解体工事につきましては、実施設計をするに当たりまして、建設当時の竣工図を提示して、現地調査についても行っておりましたが、その陸屋根の部分に関してはアスベストが含有されている可能性が低いということで、現地調査を行っていなかったもので、今回解体を進めていく中で、雨漏りの防止対策でちょっと当初の図面と違うものが出てきたということになっております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 災害復旧の件ですけれども、先ほど町が主で行うと丁寧に説明していただきました。なかなか予算の関係もあり、年度内にやるのも大変かなと思っておりますけれども、その中で県主体となるものについても、町民との確認等、コミュニケーション、また県のほうへの要望をつなぐということについては、町の責任の範囲でどのようにやられているかお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 県の災害査定につきましても、我々と同時期に行っておりましたので、どういった部分が災害査定になっているというのは当然存じておりますし、ただこれから発注等々に係る部分については、常に連携を取りながらお話をさせていただいているわけですが、町と同様に年度内発注になるものだろうというふうに想像はまずさせていただいているところです。細かいところもかなりありますので、そういった部分については、すり合わせ

は常にしていきたいなというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第1号 令和5年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和5年8月1日に議決をいただき、その後専決処分事項の指定第1項の規定により、請負金額を5,424万1,000円にする請負変更契約の専決処分を行った町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)について、第2回の変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1、工事名、町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)。

2、工事場所、西和賀町沢内字弁天地内。

3、変更の内容、請負金額を5,424万1,000円から6,382万4,200円に958万3,200円の増額を行うものです。

4、請負者、西和賀町沢内字弁天25地割7番地、有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。

請負金額の変更の主な内容は、補修工事に関わる損傷の詳細を確認した結果、床板や橋台のコンクリートに当初想定していない浮きや損傷が確認されたため、断面修復工などを増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第3号 町道下前小繋沢線法面对策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号

町道下前小繋沢線法面对策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和5年8月1日に議決をいただきました町道下前小繋沢線法面对策工事について、変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1、工事名、町道下前小繋沢線法面对策工事。
- 2、工事場所、西和賀町下前地内。
- 3、変更の内容、請負金額を6,083万円から6,451万9,400円に368万9,400円の増額を行うものです。

- 4、請負者、西和賀町沢内字前郷9地割1番地、有限会社高幸建設、代表取締役、高橋卓也。

請負金額の変更の主な内容は、複数の湧水箇所が確認されたため、盛土内排水工の追加と暗渠排水管の管種変更を行い、また伐採根の運搬処分費及び交通誘導警備員の増員などにより増額をするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 町道下前小繋沢線法面对策工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって第5回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時35分 閉 会